

外部検査業務仕様書（NIPT）

1 業務内容

① 履行場所

横浜市金沢区福浦三丁目9番地
横浜市立大学附属病院及び受託検査会社

② 履行期間

令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

③ 業務体制

遺伝相談外来に後記④の検査依頼があった場合、窓口より連絡を受けて随時受け付ける。ただし、変更の必要が生じた場合は、附属病院と協議のうえ決定する。

④ 受託検査項目

非侵襲性出生前遺伝学的検査（NIPT）（以下、「本検査」という）

⑤ 委託手順

1. 委託者は、本検査に先立ち、本検査の意義、限界（本検査の対象は、13番染色体、18番染色体および21番染色体の数的異常のみであること、本検査は非確定検査であり本検査陽性時確定診断として侵襲的検査が必要なことを含む。）、危険性（羊水採取の際、母体への侵襲を伴うことを含む。）、可能性（胎児に何らかの染色体疾患が判明することを含む。）、検査料金等について、原則として厚生科学審議会が定める「NIPT等の出生前検査に関する専門委員会報告書(令和3年5月)」、日本医学会出生前検査認証制度同運営委員会が定める「NIPT等の出生前検査に関する情報提供及び施設認証の指針(令和4年2月)」、文部科学省、厚生労働省および経済産業省が定める「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（2021年3月23日）」および日本医学会が定める「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン（令和4年3月）」（以下、合わせて「ガイドライン等」という）を参照し所定の説明要領に基づき十分な説明および遺伝カウンセリング（以下、「説明等」という。）を、対象となる妊婦（以下、「被検者」という。）とその配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の双方（以下、あわせて「被検者等」という。）に行う。なお、委託者は被検者等に対し本検査の受検を積極的に勧奨しない。
2. 委託者は上記説明及び遺伝カウンセリングに基づき、自らの意思で本検査の受検に同意した被検者等から申し込みを受けた場合に限り、受託者に対して本検査を依頼する。
3. 委託者が受託者に対し本検査を依頼するときは、検査依頼書と共に、採取された検体を良好な状態で受託者に引き渡す。
4. 委託者は、受託者から本検査の結果報告書を受けた後、被検者等にその結果の解釈についての説明と、被検者等に正しく理解させるように慎重かつ十分な遺伝カウンセリング（以下、「結果報告受領後の遺伝カウンセリング」という。）を行うものとし、被検者等の意思の尊重に遺漏のないように配慮する。
5. 人類遺伝学、細胞遺伝学、その他関係分野の知識が豊富な専門医師が自ら行うか、またはこれらの分野の専門家が医師の立ち会いの下に、本条第1項の説明等および前項の結果報告受領後の遺伝カウンセリングを行うものとする。

⑥ 業務内容

- 1) 受託者は、本検査を受託者または再委託先において次のとおり行うこととする。
 - ・ 検体の受付
 - ・ 本検査の実施（母体血から抽出した cell-free DNAを解析し、21番染色体、18番染色体、13番染色体の量の増加を検出する。）
 - ・ 本検査の結果報告
 - ・ 検査結果が陽性及び判定保留の場合のフィードバック（解析状況の詳細、NCVスコアやZスコアなど）
- 2) 受託者または再委託先が、本検査に引き続き侵襲的検査（羊水検査、絨毛検査、流産絨毛染色体検査）を実施する場合、次のとおり行うこととする。
 - ・ 資材の手配（実施日に支障が出ないように正確に準備すること。）
 - ・ 検体の受付
 - ・ 侵襲的検査の実施
 - ・ 侵襲的検査の結果報告（迅速検査は受検日から数えて7日目の午前10時までに、G-band検査は受検日から数えて14日目の午前10時までに結果が到着すること。なお、報告書のメール添付の併用等も可とする。）
 - ・ 結果報告に遅延が見込まれる場合の速やかな連絡
 - ・ 技術的な質問に対する確実かつ明確な回答

⑦ 経費負担区分

次に掲げる経費は、受託者の負担とする。

- (ア) 検体搬送費
- (イ) 本検査に必要な試薬費、消耗品費、伝票類
- (ウ) 本検査に必要な容器で、院内にない特殊なもの
- (エ) 正式報告書類
- (オ) 本検査結果が判定保留（Not Informative）の場合における再検査費用
- (カ) 本検査結果が陽性または判定保留の場合における当該被検者が負担すべき侵襲的検査（羊水検査、絨毛検査、流産絨毛染色体検査）に係る費用および当該侵襲的検査の実施に必要な入院に係る費用

⑧ 遵守事項

【委託者】

- ・ 検査の実施に際しては、ガイドライン等を遵守し、適切な遺伝カウンセリング体制を準備し、被検者の人権の保護に努める。

【受託者】

- ・ 受託者は現時点（令和7年2月時点）で受託契約先を「出生前検査制度等運営委員会」が認証検査分析機関として認定・登録を受けた施設に限定していること。
- ・ 受託者は「出生前検査制度等運営委員会」が認証医療機関（基幹施設・連携施設）としている施設と契約及び検査実績があること。
- ・ ISO15189（臨床検査室の品質と能力に関する特定要求事項を定めた国際規格）を取得していること。

- ・ 本検査に関連する資材は、実施日に支障が出ないよう正確に手配すること。
- ・ 検体について、責任を持って処理を行い、検査所へ搬送すること。
- ・ 本検査に対する技術的な質問には、確実かつ明確に回答すること。
- ・ 委託者からの要請（急な事態への対応は含まない）に対しては、48時間以内（土曜日、日曜日、祝日及び特に休日と定められた月～金曜日を除く）に返答すること（進捗状況の報告等も含む）。
- ・ 委託者からの要請（急な事態への対応）に対しては、3時間以内に返答すること（進捗状況の報告等も含む）。
- ・ 院内で行う業務については、病院という特殊な環境であることを鑑み節度を持って対応すること。
- ・ 検体の取り扱い、検査内容、検査データの受け渡し等については、後記「2 外部検査共通原則」のとおりとすること。
- ・ 個人情報の取り扱いについては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号、2022年4月一部改正）およびその他個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、関係省庁等の個人情報保護に関するガイドラインに従い、適正に個人情報を取り扱うものとする。なお、細目は後述の特記事項及び公立大学法人横浜市立大学個人情報取扱特記事項のとおりとすること。

⑨ 免責事項

- ・ 受託者は、本検査の実施において、検体の状態、検査の技術的限界、またはその他受託者の責に帰すべからざる事由により、検査結果に過誤が生じたときは、責を負わない。
- ・ 受託者は、本検査の実施において、受託者の責に帰すべからざる事由により、本検査を実施できないときは、その責を負わない。
- ・ 委託者は、委託者と被検者等との間に紛争が生じた場合において「⑤ 委託手順」に定めた、説明等および結果報告受領後の遺伝カウンセリングが欠如しているかまたは不十分であるときは、委託者は、受託者に何らの負担をかけず、自らの負担と責任において当該紛争を解決するものとする。

⑩ 特記事項

- ・ 本検査の結果が判定保留となった場合、受託者は委託者へ当該検査費用を請求しない。
- ・ 委託者と受託者は、本検査にかかわる臨床の診断が、委託者の医師の職責の下になされるものであり、受託者による本検査の分析結果の報告は、最終的総合診断に資する一資料にすぎないものであることを予め確認する。
- ・ 受託者は、管轄官公庁、日本医学会もしくは日本医学会分科、厚生労働省研究班の要求に応じて、個人情報を匿名化・非匿名化処理した方法で開示することができる。
- ・ 受託者は、検査結果が不一致の場合、委託者へ情報提供及び研究協力を行う。
- ・ 受託者は、経費負担区分（カ）に掲げる項目を委託者から受託者へ請求するために、本検査結果が陽性及び判定保留の被検者について、委託者施設の患者番号、検査実施日、陽性又は判定保留の別を記載したリストを委託者へ提出する。なお、当該リストは月次の請求書類と併せて提出する。
- ・ 本契約に定めのない事項または疑義を生じた事項は委託者受託者協議の上決定する。

2 外部検査共通原則

伝票・検体の授受に関しては、検体 ID・患者情報・依頼情報・検体量などの病院側（発生源）情報を変えることなく扱い、検体 ID と検体の照合・採取容器の適合性・検体保存条件などについて最大限の注意を払い処理すること。なお、患者情報には、被検者の実名を含むものとする。

① 検査受託可能項目

現行の検査項目ラインナップを確保することで、様々な角度からの診断の補助および様々な疾患の診断が可能な体制を確保すること。

② 報告日数

- ・ 受託者は、委託者に対し本検査の結果を、原則として委託者が検査を依頼した日から 14 日以内に所定の様式の報告書で報告する。この期間については検査の状況等によって更に日数を要することを妨げないが、遅延が見込まれる時点で連絡すること。
- ・ 陽性及び判定保留の場合は、可及的速やかに連絡すること（報告書のメール添付の併用等も可とする）。

③ 基準値

- ・ 基準値変更に伴う医療安全上のリスクを回避すること。
- ・ 現行の診断・治療体系を維持するため、データの継続性を確保すること。

④ 検体量

- ・ 患者負担増を避けるため、最低限の検体量で委託できるようにすること。

⑤ 検査詳細仕様

- ・ 現行の診断および治療という診療体系へ悪影響が出ないことを目的として、検査の質およびそれに付随した診療側への検査情報サービスを確保すること。
- ・ 受託者は、本検査にかかる依頼、問い合わせ対応、報告等を行うため、平日（土曜日、日曜日、祝日及び特に休日と定められた月～金曜日を除く）の 8 時 30 分～17 時 15 分までの間、リアルタイムに対応を可能とし、診療および臨床業務に支障をきたさない体制を構築すること。
- ・ 引き渡された検体およびその検体を処理して得られた DNA を、検査終了後 3 週間保存し、その後は廃棄処分すること。